

「会員の資格及び届出に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改正案	現 行
<p>(入会申請と入会承認)</p> <p>第3条 入会しようとする者（以下「入会申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した入会申込書を別紙様式第1号により会長に提出し、理事会の入会承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 定款第9条第1号に掲げる者に係る登録番号及び届出受理番号（第一種会員に限る）、業務の種類（第二種会員においては登録又は届出を予定する業務を含む）、商号または名称、氏名（法人にあっては代表者の氏名）、資本金額、住所、電話番号</p> <p>(略)</p> <p>(5) 第4条各号の一に該当する事実等の有無および該当がある場合の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の入会申込書には、次に掲げる書類を添付するもの</p>	<p>(入会申請と入会承認)</p> <p>第3条 入会しようとする者（以下「入会申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した入会申込書を別紙様式第1号により会長に提出し、理事会の入会承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 暗号資産交換業者登録番号（第一種会員に限る）、金融商品交換業者登録番号（第一種会員に限る）、暗号資産交換業に関する業務の種類（第二種会員においては暗号資産交換業登録を予定する業務を含む）、暗号資産関連デリバティブ取引業に関する業務の種類（第二種会員においては金融商品取引業登録を予定する業務を含む）、商号または名称、氏名（法人にあっては代表者の氏名）、資本金額、住所、電話番号</p> <p>(略)</p> <p>(5) 本規則第4条各号の一に該当する事実等の有無および該当がある場合の内容</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の入会申込書には、次に掲げる書類を添付するもの</p>

のとする。

(略)

(3)登録申請書および登録済証又は届出書の写し(第一種会員に限る)

(略)

(入会の不承認)

第4条 理事会は、入会申請者(法人にあってはその役員を含む。)が次の各号の一に該当するとき、または、これらに準ずる事由により会員として相応しくないと認めるときは、その入会を承認してはならない。

(略)

(5)役員または使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員との関係その他事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業又は暗号資産等関連デリバティブ取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められるもの

(6)資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業又は暗号資産等関連デリバティブ取引業に関し、顧客その他の関係者から重要な事項についての苦情が出され、その処理が終わっていないもの

(7)その他、資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業又は暗号資産等関連デリバティブ取引業

とる。

(略)

(3)登録申請書および登録済証の写し

(略)

(入会の不承認)

第4条 理事会は、入会申請者(法人にあってはその役員を含む。)が次の各号の一に該当するとき、または、これらに準ずる事由により会員として相応しくないと認めるときは、その入会を承認してはならない。

(略)

(5)役員または使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員との関係その他事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、暗号資産交換業又は暗号資産関連デリバティブ取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められるもの

(6)暗号資産交換業又は暗号資産関連デリバティブ取引業に関し、顧客その他の関係者から重要な事項についての苦情が出され、その処理が終わっていないもの

(7)その他、暗号資産交換業又は暗号資産関連デリバティブ取引業の健全な発展に著しく妨げとなる恐れがあるとみとめられるもの

の健全な発展に著しく妨げとなる恐れがあると認められるもの

(会員資格の取得)

第5条 会長は、入会承認があった場合には、別紙様式10号により、入会申請者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

第6条 前各項にかかわらず、第二種会員は、定款第9条第1号の要件を満たした日をもって第一種会員の資格を取得するものとする。

(登録の抹消による会員資格の変更)

第12条 第一種会員は、資金決済法(以下「法」という。)第63条の18の規定によりその登録を抹消されたときは、登録抹消の日をもって、第二種会員にその資格を変更する。

(死亡または解散による会員資格の喪失)

第13条 会員は、死亡しまたは解散したときは、死亡した日または清算終了の登記が行われた日をもって、その資格を失う。

(理事会への報告)

第18条 会長は、会員が第10条から第15条の規定により会員資格を喪失した場合には、遅滞なく理事会にその事実を報告するものとする。

(通知の到達)

第20条 第5条第1項、同条第5項、第10条第2項および第17条の規定による通知は簡易書留により行うものとし、これらの通知が居所不明、受領拒否等の事由により返送された場合

(会員資格の取得)

第5条 会長は、入会承認があった場合には、入会申請者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

第6条 前各項にかかわらず、第二種会員は、定款第9条第2号の要件を満たした日をもって第一種会員の資格を取得するものとする。

(登録の抹消による会員資格の変更)

第12条 第一種会員は、資金決済法第63条の18及び金商法第57条の8の規定によりその登録を抹消されたときは、登録抹消の日をもって、第二種会員にその資格を変更する。

(破産または解散による会員資格の喪失)

第13条 会員は、破産しまたは解散したときは、破産した日または清算終了の登記が行われた日をもって、その資格を失う。

(理事会への報告)

第17条 会長は、会員が本規則第10条から第15条の規定により会員資格を喪失した場合には、遅滞なく理事会にその事実を報告するものとする。

(通知の到達)

第19条 本規則第5条第1項、同条第5項、本規則第10条第2項および本規則第16条の規定による通知は簡易書留により行うものとし、これらの通知が居所不明、受領拒否等の事由によ

には、当該通知は、当該返送された日をもって名宛人に到達したものとみなす。

り返送された場合には、当該通知は、当該返送された日をもって名宛人に到達したものとみなす。